

仕 様 書

1 業務名

札幌市青少年山の家 電気メーター等交換業務

2 作業場所

札幌市南区滝野247 (国営滝野すずらん丘陵公園内)

札幌市青少年山の家 電気室内

3 概要

屋内キュービクル内に設置されている電気メーターは電気料金計算のための取引・証明用に使われるため、計量法に基づき、電気メーターと計器用変成器を組み合わせで日本電気計器検定所で検定を受けたものを設置する。設置後、検針結果が正確に表示されることを確認する。

4 交換機器

電気メーターは下記または同等品とする。計器用変成器はメーターと組み合わせて検定を受けられるものを選定すること。

品名	メーカー	型番	数量	盤名称
電子式 電力量計	大崎電気 工業製	3P3W 6600/110V 50/5A A3D-RLS27V	1 台	高圧受電盤
		1P3W 100V 400 /5A A2D-RLS27V	1 台	低圧電灯盤 (宿泊棟)
		1P3W 100V 600 /5A A2D-RLS27V	1 台	低圧電灯盤 (研修棟)
		3P3W 200V 600 /5A A3D-RLS27V	1 台	低圧動力盤 (研修棟)

交換対象は別紙図面：受変電施設単線結線図の通り

【同等品条件】

- ・既存の電力量計の設置場所に設置可能であること。
- ・パルス出力が可能であること。
- ・日本電気計器検定所（JEMIC）の検定付であること。

※ 同等品で参加する場合は、入札書提出期限までに、担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を電子メール等で提出し、担当課の確認及び承認を受けること。

なお、電子メールで提出する場合、見積依頼用メールアドレスから、下記担当課のメールアドレス宛に送信すること。

5 作業内容

- (1) 検定付の電気メーター（上記「4 交換機器」及び計器用変成器）を設置する

(2) 交換、動作確認等

既存の機器を取り外し、用意した機器により交換作業を行うこと。旧機器については関係法令に則り適切に処分すること。

機器の交換実施後、正常に作動しているか確認すること。また、必要に応じて、その他の調整・設定等を行い、すべての作業終了後に、機器が正常に作動することを再度確認すること。

(3) 発生材の処理

受注者は、作業に伴う一切の発生材について、廃棄物の処理及び清掃に関する法令に則り適正に処理すること。

6 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

※ 履行期間は原則として、令和8年11月30日（月）までとする。ただし、世界情勢の影響その他やむを得ない事由により11月末までに実施することができないと見込まれるときは、令和9年3月31日（水）を限度として、委託者と協議の上、できるだけ速やかに実施するものとする。

※ 交換作業は、施設利用者状況を考慮して施設運営に影響のない日時に行うものとし、あらかじめ施設管理者と協議の上、決定すること。

7 提出物

(1) 業務計画書 1部 契約後、速やかに

ア 業務責任者等指定通知書、雇用関係が確認できるもの

イ 業務員名簿（資格者一覧・資格証写し含む）

ウ 業務工程表

エ 緊急連絡体制表

(2) 停電計画書 1部 停電2週間前まで

(3) 業務完了届 以下1部ずつ 業務終了後、速やかに

(4) 作業報告書及び作業写真

(5) 単線結線図

(6) 使用部材一覧表

(7) その他委託者が必要と認める書類

8 その他

(1) 受注者は、作業にあたって必要な事項については施設管理者と十分な打合せを行うこと。作業に当たっては関係法令を遵守するとともに、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。

(2) 停電を伴う作業であるため、委託者が指定する電気主任技術者等と調整の上で行うこと。停電及び復電にかかる業務は委託者が別途発注するものとする。

(3) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は原状復帰を行うこと。作業に伴い建物、備品に破損が生じた場合は速やかに施設管理者に報告すること。

(4) 作業に必要な工具類、消耗品等は受注者が用意すること。また、余った消耗品等は持ち帰ること。

(5) 作業に必要な技術、資格等を持つ人員（電気主任技術者または同等の知識及び経験を有するもの（事業用（自家用）電気工作物）最大電力100kW～500kW）を配置すること。

(6) 作業場所において、事故等が発生した場合は、速やかに施設管理者に報告するこ

と。また、受注者の不注意により発生した事故については、全て受注者が責任を負うこと。

- (7) 受注者は、作業に当たる者に名札等の身分証明を携帯させること。
- (8) 受注者は、本作業で知り得た館内の情報等について、みだりに口外しないこと。
- (9) 原則として、油脂や塗料等を使用する場合、揮発性有機化合物6物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン）の含まれていないものを使用すること。また、いずれか1物質でも含むものを使用する場合は、厚生労働省が定める室内濃度指針値を超えないことを確認できている製品を使用すること。
- (10) 見積に際し下見が必要な場合は、下記連絡先まで事前に連絡し、業務に支障のない日時を確認した上で行うこと。
連絡先：札幌市青少年山の家 TEL：011-591-0303
- (11) 令和7年度版「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に基づいて施工すること。
- (12) 電気工事業法及び関連法に準拠すること。
- (13) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

9 担当課

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5F

札幌市教育委員会総務部生涯学習推進課

担当：木村 電話：011-211-3872

メールアドレス：manabi-keiyaku@city.sapporo.jp